

芦屋町環境基本条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、芦屋町の将来にわたる環境の保全について、基本的な理念を定め、町、事業者及び町民等の役割を明らかにするとともに、町の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。
- （2） 町民等 町民及び通過者その他滞在者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全に関する取組は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- （1） 全ての町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- （2） 環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- （3） 事業活動及び日常生活における環境保全の活動を通じて、地球環境の保全に貢献していくこと。
- （4） 事業者、町民等及び町が、環境の保全に関し、それぞれの役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

（町の役割）

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全に自らが努めるとともに、法令及び町の条例を遵守し、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（町民等の役割）

第6条 町民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(町の施策)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な指針として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 豊かな自然環境を次世代へと継承するための取組
 - ア 森林や海岸などの自然の保全
 - イ 動植物の生息・生育環境の保全
- (2) 安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進める取組
 - ア 大気質の保全
 - イ 水質の保全
 - ウ 騒音・振動対策
 - エ 循環型社会の形成
- (3) 快適な地域社会を創出する取組
 - ア 緑とのふれあいの確保
 - イ 良好な水辺空間の創出
 - ウ 良好な都市景観の形成
 - エ 歴史的資源の保全・活用
- (4) 地球温暖化の緩和に地域から貢献する取組
 - ア 省エネルギーの推進
 - イ 再生可能エネルギーの活用推進
- (5) 環境意識を高め、協働による環境づくりを進める取組
 - ア 環境教育・環境学習の推進
 - イ 環境保全活動の推進

(環境基本計画の推進)

第8条 町長は、身近な環境から地球規模までの環境の保全に貢献できる施策を総合的かつ計画的に実現するため、芦屋町における環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定し、推進するものとする。

2 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ芦屋町環境審議会設置条例（平成25年条例第8号）により設置された芦屋町環境審議会の意見を聴くものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第9条 町は、町の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、〇〇年〇月〇日より施行する。